



The Identification of Tacit Collusion in Oligopolistic Markets

Radjapov Husain

(Degree)

博士（法学）

(Date of Degree)

2019-03-25

(Date of Publication)

2020-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7393号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007393>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査報告要旨

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏 名	ラドジャボフ フサイン RADJAPOV Husain
学位の種類	博士(法学)
学位授与の要件	神戸大学学位規程第5条第1項該当
学位論文の題目	The Identification of Tacit Collusion in Oligopolistic Markets (寡占市場における暗黙の共謀の識別)
審 査 委 員	主査 教 授 川島富士雄 教 授 池田千鶴 教 授 泉水文雄

論文内容の要旨

寡占市場においては、トップ企業の価格リーダーシップ等の結果、競争者間で意思の連絡がなくとも、同一の価格水準に収れんする現象がしばしば見られる。その一方で、寡占市場においては、情報交換等の助長的慣行 (facilitating practices) によって、価格カルテルを形成するための意思の連絡が容易となる。そのため、各法域の競争法の実務及び学説においては、寡占市場において違法と判断されるべき「暗黙の共謀 (tacit collusion)」と合法と判断されるべき「意識的並行行為 (conscious parallelism)」をいかに判別すべきかについて長年の論争が戦わされてきた。

このような背景の下、寡占市場において「暗黙の共謀」をいかに識別すべきかという、競争法規制の中でも特にカルテル規制における中核的な課題に真正面から取り組むとともに、あわせて著者の出身国であるウズベキスタンを含む CIS (Commonwealth of Independent States) 諸国におけるカルテル規制への示唆も得ようとするのが本論文である。

それらの課題に取り組むため、本論文は、まずカルテルや「暗黙の共謀」等の基本概念を紹介し、次いで主要な競争法法域である米国、欧州連合 (EU) 及び日本における法規制の枠組みと具体的事例を検討するとともに、さらに、この問題に関する学説を幅広く渉猟し、その知見を整理している。最後に、以上の知見を土台にしつつ、特に日本独占禁止法における「同調的価格引上げに関する報告徴収制度」とその報告事例を参照して、新たな価格引上げに関する報告徴収制度を提案するほか、CIS 諸国における価格カルテル規制に共通する問題点を指摘し、それらの解決策を提示している。

本論文は、問題の背景や課題などを提示した導入部に加え、4章から構成されている。

第1章は、カルテル規制に関する基礎的な理論や寡占市場における「暗黙の共謀」を規制する上での課題を含め、一般的な概念を紹介する。

第2章は、主要な競争法法域である米国、欧州連合 (EU) 及び日本におけるカルテル規制の法的枠組みと具体的事例を検討する。同章は、三法域における「暗黙の共謀」に関する法的姿勢を紹介するとともに、法執行上の課題についても光を当てている。さらに同章は、三法域のカルテル規制における共通点と相違点を洗い出すため、比較法分析を展開する。三法域間の共通点として、規制当局と比べて、裁判所が状況証拠から「暗黙の共謀」の立証を認めることに消極的であり、助長的慣行の証拠としての使用に関し裁判所を説得することが困難となっていることが指摘される。

第3章は、寡占市場における「暗黙の共謀」に関する理論と学説の意見について論ずる。特に、各学説の提案する「暗黙の共謀」の定義とそれらが有する寡占問題を解決する潜在性について要約し、評価を加えている。同章は、これらの整理を受け、「暗黙の共謀」を識別するための要素として価格公表に特に着目し、価格公表が共謀のシグナルや誘引として使用される可能性があることを指摘し、かつ、それがそのように使用されていることを示唆する事情も抽出している。

最後に第4章は、「暗黙の共謀」を規制し、かつ防止するための示唆を得るために、1977

年法改正により日本の独占禁止法第 18 条の 2 に導入された「同調的価格引き上げに関する報告徴収制度」に着目する。まず、同制度の導入と廃止の経緯を紹介するとともに、さらに、同制度の下、報告がなされた具体的事例を価格公表のあった事例と同公表のなかった事例に分類した上で、それらに詳細な分析を加え、前者の事例のうち、どのような事情があれば価格公表が共謀を助長した疑いが濃厚となり、後者の事例のうち、どのような事情があれば共謀が疑われるのか等の示唆を抽出している。その上で、日本の事後報告徴収制度の問題点を改良した著者独自の事前報告徴収制度を提案している。最後に本章は、ウズベキスタンを含む CIS 諸国に共通する価格カルテル規制の問題点と課題を指摘した上で、とりわけ「暗黙の共謀」の実効的な規制に向け、上記の報告制度の導入を含む政策提言を行い、本論文の全体を締めくくっている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、寡占市場における違法と判断されるべき「暗黙の共謀 (tacit collusion)」と合法と判断されるべき「意識的並行行為 (conscious parallelism)」をいかに判別すべきか、という競争法規制の中でも特にカルテル規制における中核的な課題に真正面から取り組むとともに、CIS 諸国におけるカルテル規制の改善に向け、それらに共通する問題点を指摘し、それらの解決策を提示することも狙った意欲的な論文である。

それらの課題に取り組むため、まず第 2 章は、主要な競争法法域である米国、EU 及び日本を取り上げ、それらの法規制の枠組みと具体的事例を検討し、それらの比較法分析を通じて、共通点と相違点を抽出し、特に裁判所が状況証拠から「暗黙の共謀」の立証を認めることに消極的であり、助長的慣行の証拠としての使用に関し裁判所を説得することが困難となっていることを指摘している。また、第 3 章は、この問題に関する学説を幅広く渉猟し、その検討の結果、「暗黙の共謀」を識別するための要素として価格公表に特に着目し、価格公表が共謀のシグナルや誘引として使用される可能性があることを指摘し、かつ、それがそのように使用されていることを示唆する事情も抽出している。以上の各国法及び学説の整理に基づく知見は、そのみでも一定の学術的及び実務的な価値が認められる。

さらに、第 4 章は以上の整理を土台にしつつ、1977 年法改正により日本の独占禁止法第 18 条の 2 に導入された「価格の同調的引上げに関する報告徴収制度」及びその報告事例に着目して、これらの具体的事例を用いて、価格公表が共謀の道具として使用されたものや価格公表なしで並行的価格設定が行われ、共謀の疑いを惹起させるものを識別することを試みている。さらに、並行的価格設定が共謀の結果であるかどうか判断する上での情報を得るため、及び「暗黙の共謀」に対する抑止効果を得るために、日本では既に 2005 年に廃止された報告徴収制度の事後報告の性格を事前報告に変更した新たな報告徴収制度の導入を、寡占市場に限定して提案している。

近年、日本では既に廃止された同制度や同報告事例に着目する研究は見当たらない。むしろ外国研究者である著者が関連する英語資料だけでなく、日本語資料も用いて同制度に新たな光を当て、その報告事例に対し第 3 章までに得られた知見を応用しつつ、いかなる

場合に共謀があったとの合理的な疑いが生ずるか示唆を得るとともに、同制度を事前報告制度として再設計する新たな提案を行った点は特筆すべき点であり、本論文の独自の貢献として高く評価することができる。

また、ウズベキスタンを含む CIS 諸国における競争法に関する研究は世界的にも緒が付いたばかりであるところ、それら各国に共通するカルテル規制の問題点を抽出し、実効的な規制に向けた政策提言を行った研究は貴重である。その点にも本論文の独自の貢献が認められる。

もっとも、本論文には課題も残る。第 1 に、本論文が検討の結果から示唆を得て、規制の改善を狙う競争法法域として、著者の母国であるウズベキスタンを含む CIS 諸国が想定されているが、それらの国の制度や状況が第 4 章の最後の節になって初めて、かつ非常に簡潔に紹介されるため、第 2 章における比較法分析が、これらの国に対しどの程度、示唆を与えることができるのか必ずしも十分な分析が行われていない印象が残った。第 2 に、日本の「価格の同調的引上げに関する報告徴収制度」の報告事例として第 4 章で紹介されたものは、いずれも公正取引委員会の年次報告書で公表された情報に基づくが、著者の日本語能力を考慮すれば、さらに当時の新聞等の情報に当たるなどして、より正確な事情の理解を進めるなどの手法も採れた可能性もある。その場合の本論文の価値は一層高まったと考えられることから、その点は惜しまれる。第 3 に、審査委員からは、本論文が提案する価格引上げに関する事前報告徴収制度は、事業者及び規制当局に対する過大な負担となり、価格設定の自由を不当に制限しかねないものであり、その適用範囲については慎重な設定が必要であるとの意見があった。すでに定期的な価格報告制度のある CIS 諸国においては、同制度の廃止と引き換えに、新たな価格引上げの事前報告徴収制度を導入する余地もあろうが、それ以外の国々においても汎用性の高い制度となるかについては、さらなる検討の必要がある。

このように、本論文にはいくつかの課題が残るものの、本論文の全体を通じて、価格カルテル規制の中核的問題に真正面から取り組むとともに、各法域の法規制の枠組み及び事例の検討、並びに学説の整理から一定の知見を得ただけでなく、これまでの価格カルテル規制に関する研究で必ずしも注目されてこなかった日本の「価格の同調的引上げに関する報告徴収制度」とその事例に着目し、独自の提案を行ったことや CIS 諸国による価格カルテル規制の問題点を指摘し、その実効化に向けた政策提言を行った点は高く評価できる。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である Husain Radjapov 氏が博士 (法学) の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成 31 年 2 月 26 日

審査委員 主査 教授 川島富士雄

教授 池田千鶴

教授 泉水文雄